

富谷市議会災害行動指針

平成31年3月15日適用

1 背景

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、震源は三陸沖で、深さ約24km、地震の規模は観測史上最大のマグニチュード9.0、富谷市では震度6.0弱を記録した。被害は東北から関東におよび、地震による大きな揺れだけではなく、地震によって引き起こされた大津波は、あらゆるものを飲み込み、奪い去った。死者は19,000人を超え、現在も2000人を超える方々が行方不明となっている。住家においては全壊12万棟、半壊28万棟、一部損壊に至っては74万棟、公共施設、ビル等の非住家でも10万棟と、未曾有の甚大な被害をもたらした。

本市は、内陸部であるため太平洋沿岸部のような大きな被害ではなかったが、住家の被害は6,000棟にせまるものであり、停電や長期にわたった断水、ガソリン不足等、ライフラインの被害により住民は大変な生活状態を強いられた。

この大規模な地震は、約1,000年前の「貞観の地震」以来で、1,000年に一度の地震といわれていた。しかし、北海道における北海道胆振東部地震をはじめ、近年において全国各地で大地震が発生しており、日本列島は地震の活動期に入ったともいわれている。また、台風など暴風雨等の自然災害も頻発している。

本市近郊に、長町ー利府線断層帯があり、また宮城県沖地震の再発も危惧されており、今後、発生が懸念される大地震等の自然災害に、平常時からの備えが重要である。

よって、富谷市議会は、今後の災害に対する継続的な警戒とその対応を示すべく、富谷市議会災害行動指針の策定に至った。

2 目的

富谷市議会は、東日本大震災による貴重な経験を踏まえ、今後発生が懸念される大地震等の災害に対処するため、日頃からの備えと、発災時における富谷市災害対策本部（以下「市本部」という。）との連携を図り、市の災害対策活動を支援するとともに、市議会及び議員が迅速かつ適切な対応を行うため、富谷市議会災害行動指針を定める。

3 災害対応組織

(1) 富谷市議会災害対策連絡会

市議会における災害対応に関する事務を統括するための組織として、富谷市議会災害対策連絡会（以下「災害対策連絡会」という。）を設置する。

ア 設置基準

- (a) 市本部が設置されたとき。
- (b) その他議長が必要と認めるとき。

なお、原則として、市本部が解散したときに災害対策連絡会を解散することとするが、市本部の解散以前であっても、概ね災害対応対策が終了したと議長が認めるときには解散することができる。

イ 構成

全議員で構成する。必要に応じて、災害対策連絡会の運営調整を図るための、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び副委員長で構成する災害対策連絡会調整会議を開催する。

議長は、災害対策連絡会を代表し、その事務を統括する。副議長は、議長を補佐し、議長が事故等により欠けたときは、その職務を代理する。副議長も事故等により欠けたときは、その職務を議会運営委員会委員長が代理する。

ウ 会議

災害対策連絡会は議長が招集する。なお、緊急を要するとき又は議長が 会議を招集するに至らないと認めるときは、議長の決するところにより所掌事務を行うことができる。

エ 所掌事務

- (a) 議員の安否確認を行うこと。
- (b) 議員から災害情報を収集、整理し、市本部に情報の提供を行うこと。
- (c) 市本部から災害情報を収集し、議員に提供を行うこと。
- (d) 国、県、関係機関等に対し、必要に応じて要望活動を行うこと。
- (e) 本会議、委員会等の開催及び協議事項の調整を行うこと。
- (f) その他議長が必要と認める事項に関すること。

4 具体的な対応

〔議長〕

- (1) 市本部が設置されたとき及びその他必要と認めるときは、災害対策連絡会を設置し、災害対応に関する事務の統括に当たる。
- (2) 議員の安否等の確認を行い、議員を災害対策連絡会に招集する。
- (3) 災害の状況に応じ、必要な体制を取るとともに、市本部と連携し災害情報の収集に努める。
- (4) 収集した情報を整理し、災害対策連絡会を通じて市本部に提供する。
- (5) 市本部から災害情報を収集し、議員に提供する。
- (6) 国、県、関係機関等に対し、必要に応じて要望活動を行う。
- (7) 前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ必要な対応をする。

〔議員〕

- (1) 自己の安全を確保し、地域の一員として被災者の救助救護活動等、地域の被害の拡大防止に努める。
- (2) 議会事務局に、自らの安否、居所及び連絡場所を報告する。
- (3) 議長からの招集に応じ、災害対策連絡会に参集する。ただし、地域においての活動や道路の寸断等により災害対策連絡会に参集できないときは、地域の諸活動を支援し、被災地及び避難所等の状況を災害対策連絡会に報告する。なお、必要に応じ災害対策連絡会に支援要請を行う。
- (4) 災害情報を災害対策連絡会に報告する。
- (5) 市本部に対する要望、提言は、緊急の場合を除き、災害対策連絡会を通じて行う。
- (6) 災害対策連絡会から伝達された災害情報を、市民に提供する。
- (7) 自ら、安全に留意して行動する。活動するときは、富谷市議会貸与の作業服、帽子、ヘルメット等を着用する。

5 その他

災害の発生に備え、防災訓練等を定例的に実施する。

参考：富谷市災害対策本部設置（3号）非常配備基準

1. 市域で『震度5弱以上』の地震が観測されたとき。
2. 特別警報が発表されたとき。
3. 市内全域にわたる災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。